

諸外国等における仲裁法制等の比較表

項目	国名	ドイツ	フランス	スウェーデン	イギリス (イ) (ス)	アメリカ	シンガポール	中国 (香港、マカオ以外)	香港	韓国	日本
モデル法への対応状況 (※2)	1985年	○	×	×	×	○	△ (※1)	○	×	○	○
	2006年	×	×	×	×	×	△ (フロリダ州は○)	×	×	○	○
仲裁合意の方式 (①電子的方式の許容、②書面性要件廃止) ※「×」=書面性必要	① (民訴法 1031条)	国内仲裁 × (民訴法1443条) 国際仲裁 ② (民訴法1507条)	② (仲裁法1条参照 : 明文の規定なし)	① (イ法5 条) ② (ス法4 条)	① (連邦仲裁法 2条)	① (仲裁法4条(3)~(5), 国際仲裁法2A条(3)~ (5), 27条(1))	① (仲裁法16条, 最高 人民法院法(2008 年改正)7号1条)	① (仲裁条例 19条1項)	① (仲裁法8条 3項)	① (仲裁法13条)	
暫定保全措置の定義 (類型)の規定の有無 ※「△」=モデル法と同一ではないが規定あり	× (民訴法1041条参照) ※解釈上は一定の類型あり	× (民訴法1468条参考)	× (仲裁法25条4項参考)	△ (イ法39 条, 38条, 48条)	△ (ス規53 条, 48条, 49条, 35 条, 36条)	× (規定なし)	△ (仲裁法28条(2) (e)(g), 国際仲裁法12 条(1)(d)(f)(i), 27条 (1)参照)	× (仲裁法28条, 46 条, 68条参考)	○ (仲裁条例35条)	○ (仲裁法18条)	× (仲裁法24条参照)
暫定保全措置の発令要件の規定の有無	× (同上)	× (同上)	× (同上)	× (同上)	× (同上)	× (同上)	× (同上)	× (同上)	○ (仲裁条例36条)	○ (仲裁法18条の2)	×
予備保全命令に関する規定の有無	× ※解釈上は可	×	×	×	×	×	×	×	○ (仲裁条例37条, 38 条, 40条(2))	×	×
仲裁廷による暫定保全措置の変更、停止、取消しに関する規定の有無	× (裁判所の権限だが、解釈上は仲裁廷も可能)	○ (民訴法1468条, 1506条(3))	×	×	×	×	×	×	○ (仲裁条例39条)	○ (仲裁法18条の3)	×
事情変更の開示に関する規定の有無	×	×	×	×	×	×	×	×	○ (仲裁条例41条)	○ (仲裁法18条の5)	×
暫定保全措置の費用及び損害に関する規定の有無	○ (民訴法1041条4項)	×	×	×	×	×	×	×	○ (仲裁条例42条)	○ (仲裁法18条の6)	×
暫定保全措置の執行力	国内の仲裁廷によるもの	○ (民訴法1041条2項) ※モデル法所定の承認・執行の拒絶事由の規定はなし	△ (規定なし) 仲裁が間接強制（アストラント・日数制の制裁金）を科すことは可（民訴法1468条参考）。仲裁廷は、執行につき権限を持たないが、裁判例（2011年改正前）によれば、仲裁判断の形式をとれば暫定保全措置も執行可	× (規定なし) 暫定保全措置に従わない場合は、損害賠償責任や損害額の判断に当たって不利に扱われるため、実務上は当事者が従うのが一般的との指摘あり	○ 裁判所侮辱による間接強制（イ法41条5項、42条等） △ 証拠保全は×、その他は○（ス法12条等） × (規定なし) 解釈上、証拠・財産保全は×・現状維持・原状回復は○（ス法12条、18条）	△ (規定なし) 明文の規定はないが、判例上、仲裁廷に暫定保全措置を命ずる権限が認められ、暫定保全措置は、その形式を問わず仲裁判断の執行手続により執行可能（連邦仲裁法9条、207条参考）	○ (仲裁法28条(4), 国際仲裁法12条(6)) ○ (国際仲裁法27条(1), 29条(1))	×	○ (仲裁条例61条)	○ (仲裁法18条の7) × (仲裁法2条1項参考)	×
	外国の仲裁廷によるもの	△ (規定なし) 民訴法第1041条の直接適用又は類推適用									× (規定なし)
代表的な仲裁機関名	D I S	I C C (※3)	S C C	L C I A	I C D R	S I A C	C I E T A C	H K I A C	K C A B	J C A A	
件数（2019年／2018年） (※4)	145／153	869／842	175／152 (88／76)	395／317	—／993	479／402 (416／337)	3333／2962 (617／522)	308／265 (249／190)	443／393 (70／62)	9／13	

※1 アメリカ合衆国のうち、カリフォルニア州、ジョージア州、テキサス州など6州は準拠しているとされている。

※2 モデル法に準拠しているか否かについてのUNCITRAL事務局の評価 (https://uncitral.un.org/en/texts/arbitration/modellaw/commercial_arbitration/status)

※3 I C C（国際商業会議所）の付属機関として設置されているI C C国際仲裁裁判所の本部がパリにあるため、便宜上ここに記載（香港やニューヨークにも仲裁手続の管理のための事務局が置かれている。）。なお、I C C仲裁は事務局に申し立てられるが、実際に仲裁を行うのはその都度構成される仲裁廷となる。

※4 代表的な仲裁機関の件数は、基本的に各仲裁機関のウェブサイト記載の新規受理件数による（仲裁機関によって定義は異なり得るもの、統計上「国際」仲裁事件の内数等が公表されているものは括弧内に付記した。）。

（注1）イギリス欄のうち「イ」はイングランド、ウェールズ、北アイルランドを、「ス」はスコットランドを、「イ法」は「Arbitration Act 1996（1996年仲裁法）」（イングランド、ウェールズ、北アイルランドに適用されるもの）を、「ス法」は「Arbitration (Scotland) Act 2010（2010年スコットランド仲裁法）」を、「ス規」は「Scottish Arbitration Rules（スコットランド仲裁規則）」を指す。

（注2）暫定保全措置の定義（類型）、発令要件等の規定の有無に関する欄については、モデル法と同内容の規定でない限り、「×」としている。